

5 小康期
<p>状態：</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態にある。</p> <p>(2) 大流行は一旦終息している状況にある。</p>
<p>目的：</p> <p>(1) 町民生活及び社会機能の回復を図り、流行の第二波の備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>(1) 第二波流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>(2) 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。</p> <p>(3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>(4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

① 実施体制

ア 白老町新型インフルエンザ対策本部

町長を本部長とする「町新型インフルエンザ対策本部」を開催し、本町が小康期に入ったことを宣言するとともに、第二波の流行に備えるため、全課一体となった対策を推進する。（危機管理室、関係課）

イ 白老町新型インフルエンザ対策推進会議

必要に応じて、「町新型インフルエンザ対策推進会議」を開催し、「町新型インフルエンザ対策本部」で確認・検討した新型インフルエンザ対策を推進する。また、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、ガイドライン、指針・勧告等の見直しを行う。（健康福祉課・危機管理室・関係課）

ウ 白老町新型インフルエンザ医療対策会議

必要に応じて開催し、これまでの各段階における医療上の対策に関する評価や意見交換等を行い、第二波の流行に備える。（健康福祉課）

エ 実施体制の緩和、解除

町は、国が定める小康期の基本的対処方針に基づき、対策の緩和又は解除を行う。（健康福祉課）

オ 道対策本部が廃止された場合の対応

町は、緊急事態解除宣言がされたとき及び道対策本部が廃止された場合は、町内の感染・被害状況を勘案した上で、対策本部及び対策推進会議を廃止する。なお、必要に応じ、対策推進会議の設置を継続する。（健康福祉課）

カ 新型インフルエンザ等相談窓口の縮小

町は、相談窓口体制を状況に応じて見直し、縮小を行う。（総務課、健康福祉課、教育委員会、町立病院）

キ 学校等の再開時期の検討と準備

町及び小中学校は、感染の状況により、小中学校及び保育園、児童館の再開時期の検討と再開準備を行う。（学校教育課、子育て支援課）

② サーベイランス・情報収集

ア 流行の再燃の早期発見

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報や道対策本部、苫小牧保健所からの道内の発生情報の推移を見守り、流行の再燃の早期発見に努める。（健康福祉課）

イ 流行再燃の早期発見のための学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、流行の再燃を早期に探知するため、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の集団発生の把握を強化する。（学校教育課、子育て支援課、健康福祉課）

③ 情報提供・共有

ア 流行の終息及び再燃への注意を周知

町は、ホームページ等で、国内、道内及び町内の発生状況、流行が終息に向かっていること、引き続き流行の再燃に備えて十分に注意する必要があること等を周知する。また、必要に応じて、町長から「ひとまず安心宣言」を発表する。（総務課・健康福祉課）

イ 新型インフルエンザ等相談窓口での相談の継続

町は、新型インフルエンザ等相談窓口において、継続的に健康相談と不安の緩和を行う。また、国から新型インフルエンザ等相談窓口体制の縮小の要請が

あった場合は、相談窓口を縮小する。（総務課・健康福祉課）

ウ 新型インフルエンザ等相談窓口での実施方法の評価

町は、新型インフルエンザ等相談窓口に寄せられた問い合わせや関連情報を取りまとめ、情報提供の方法を評価し、見直しを行う。（総務課・健康福祉課・教育委員会・町立病院）

④ まん延防止に関する措置

ア 集会及び不要不急の外出の自粛要請の解除

町は、状況に応じ、町民に対し、不特定多数の町民が集まる活動及び不要不急の外出の自粛に係る道の要請等を解除することを周知する。（健康福祉課）

イ 学校等の休校等の解除

町及び小中学校は、感染の状況により小中学校及び保育園、児童館の休校、休園等を解除する。（学校教育課、子育て支援課）

ウ 公共施設の利用制限の解除

町は、道の要請又は感染の状況により、町の公共施設の利用制限、休館の措置を解除する。（生活環境課、公共施設管理所管課、町指定管理者）

エ 流行の再燃に備えまん延防止対策物品等を補充

町は、流行の再燃に備え、まん延防止対策物品等（マスク、ゴーグル、手袋、感染防護衣セット、手指消毒液、医薬品等）の備蓄の見直しを行う。また、補充を行う。（危機管理室、健康福祉課、町立病院）

⑤ 予防接種

ア 流行の再燃に備えた新臨時接種の実施

町は、流行の再燃に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（健康福祉課）

イ 緊急事態宣言継続による流行再燃に備えた予防接種の実施

町は、緊急事態宣言が継続されている場合には、必要に応じ、国及び道と連携し、流行の再燃に備え、特措法第46条に基づく町民に対する予防接種を進める。（健康福祉課）

⑥ 医療

ア 通常の医療体制による受診

町は、苫小牧保健所の指示により、通常の医療体制による医療機関受診方法に移行したことを町民に周知する。（健康福祉課）

イ 診療、治療の継続

町は、継続して、全ての医療機関で通常の診療、治療を行う。（町立病院）

⑦ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 要援護者への生活支援等の継続

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等への生活・健康状態の見守り等の生活支援を引き続き行う。（健康福祉課、高齢者介護課）

イ 行政機能の平常時体制への移行

町は、町職員の勤務体制及び業務を調整し、順次、平常時の行政機能体制に移行する。（総務課・全課）

ウ 集客を伴う事業活動の自粛要請の解除

町は、道等による、集客施設業界等への事業活動自粛の要請解除を周知する。（経済振興課）

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

(1) 業務の再開

- ① 道は、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努めます。
- ② 道は、国が指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力します。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

道は、市町村、指定地方公共機関は、国と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

出典：北海道新型インフルエンザ等対策行動計画